

教員免許状取得の手引

2024年4月

琉球大学農学部

目 次

I	農学部において取得できる教育職員免許状の種類	1
II	免許状取得に必要な最低修得単位数	1
	●高等学校教諭 一種免許状（農業）	
	●栄養教諭 二種免許状	
III	教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等	
	①教員免許法施行規則第66条の6に関する科目	2
	●高等学校教諭 一種免許状（農業）	
	②「教育の基礎的理解に関する科目等」	3
	③「教科及び指導法に関する科目」、④「大学が独自に設定する科目」	
	亜熱帯地域農学科	4
	亜熱帯農林環境科学科	5
	地域農業工学科	6
	亜熱帯生物資源科学科	7
	●栄養教諭 二種免許状	
	②栄養に係る教育及び教職に関する科目	
	亜熱帯生物資源科学科 健康栄養科学コース	8
IV	リフレクション・デーについて	9
V	教育実習について	10
VI	教育職員免許法（抜粋）	11
VII	教育職員免許法施行規則（抜粋）	16

I. 農学部において取得できる教員免許状の種類

学 科	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
亜熱帯地域農学科	高等学校教諭一種免許状	農 業
亜熱帯農林環境科学科		
地域農業工学科		
亜熱帯生物資源科学科		
亜熱帯生物資源科学科 (健康栄養科学コースに限る)	栄養教諭二種免許状	栄 養

II. 免許状取得に必要な最低修得単位数

免 許 状 の 種 類	免 許 教 科	免 許 状 取 得 に 必 要 な 科 目 及 び 最 低 取 得 単 位 数	備 考	
高等学校教諭一種免許状 基礎資格 * 学士の学位を有すること	農 業	教科及び教科の指導法に関する科目	24単位	合計59単位
		教育の基礎的理解に関する科目	10単位	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8単位	
		教育実践に関する科目 教育実習	3単位	
		教職実践演習	2単位	
		大学が独自に設定する科目	12単位	教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目
		日本国憲法	2単位	
		体育	2単位	
外国語コミュニケーション	2単位	第66条の6に定める科目		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位			
栄養教諭二種免許状 基礎資格 * 短期大学の学位を有することと同等以上の資格を有すること及び栄養士免許を有すること		栄養に係る教育に関する科目	2単位	合計14単位
		教育の基礎的理解に関する科目	5単位	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3単位	
		教育実践に関する科目 (栄養教育実習)	2単位	
		(教職実践演習)	2単位	教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目
		日本国憲法	2単位	
		体育	2単位	
		外国語コミュニケーション	2単位	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位			

Ⅲ 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

①教員免許法施行規則第66条の6に関する科目

学 部	学 科	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	単 位 数	必修選択の別	備 考
		科 目	単位数	授 業 科 目			
農 学 部	亜熱帯地域 農 学 科	日本国憲法	2	憲 法 概 論	2	必修	
		体 育	2	健康・スポーツ科学 運動・スポーツ科学演習	2 2	選択	} この中から 2単位必修
	亜熱帯農林 環境科学科 地域農業工 学 科 亜熱帯生物 資源科学科 (健康栄養科学 コースを含む)	外国語コミュニ ケーション	2	大学英語	4	} 選択	
				インテンシブドイツ語 I	4		
				ドイツ語入門 I	2		
				インテンシブフランス語 I	4		
				フランス語入門 I	2		
				インテンシブスペイン語 I	4		
				スペイン語入門 I	2		
				中国語基礎 I	4		
				朝鮮語基礎 I	4		
				インドネシア語基礎 I	4		
				タイ語基礎 I	4		
				ロシア語入門 I	2		
ヴェトナム語基礎 I	4						
ラテン語入門 I	2						
	数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	2	情報科学演習	2	必修		
合 計		8 単 位 以 上 修 得 す る こ と					

III 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

● 高等学校教諭 一種免許状(農業)

② 「教育の基礎的理解に関する科目等」

免許法施行規則に定める科目区分		法定単位	左記に対応する開設授業科目		単位数	必修選択の別	履修方法等
科目	各科目に含める必要事項		科目番号	科目名			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	全教121	教育原理	2	必修	「教職入門」を履修済のこと
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		全教111	教職入門	2	必修	「教職原理」のための前提科目
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		全教215-1	教育社会学A	2	選必	いずれか1科目のみ選択必修
			全教215-2	教育社会学B	2	選必	
	全教216		教育の社会史	2	選択		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		全教221	教育心理学	2	必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		全教502	特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	1	必修	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	全教231	教育課程	1	必修			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	全教501	総合的な学習の時間	1	必修	
	特別活動の指導法		全教235	特別活動論	2	必修	
	教育の方法及び技術		全教232	教育方法	1	必修	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		全教131	教育におけるICT活用	1	必修	
	生徒指導の理論及び方法		全教241	生徒指導論(進路指導を含む)	2	必修	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		全教242	教育相談	2	選必	いずれか1科目選択必修
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		全教243	学校カウンセリング	2	選必	
教育実践に関する科目	教育実習	3	全教301	学校教育実践指導Ⅰ	1	必修	「学校教育実践指導Ⅰ」を履修済のこと
			全教350	学校教育実践指導Ⅱ	1	必修	
			全教402	高等学校教育実習	2	必修	
	教職実践演習	2	全教412	教職実践演習(高)	2	必修	他の教職課程科目を履修済みであること
・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修の単位数含む)					高等学校一種25単位以上		

注意

- この表の中から必修・選択合わせて、高等学校一種25単位以上修得すること。
- 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えた単位数を「大学が独自に設定する科目」の単位数とする。
- 教育実習について ※10頁を参照
- 上記科目とは別に「リフレクション・デー」を受講すること。リフレクション・デーについて ※9頁を参照

III 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

●高等学校教諭 一種免許状（農業）

③「教科及び教科の指導法に関する科目」

亜熱帯地域農学科

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	必修選択の別	履修方法等
免許の種類	科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
高 一 種 免 許	教科に関する専門的事項	農業の関係科目	食・農・環境概論	2	必修	選択科目群より 17単位を選択 必修
			基礎フィールド実習	1	選択	
			農林経営経済学	2		
			食農資源経済学	2		
			植物開発学	2		
			循環畜産学	2		
			動植物人間関係学	2		
			森林政策学	2		
			森林ツーリズム論	2		
			森林環境経済学	2		
			農業政策学	2		
			農業経営学	2		
			農産物流通学	2		
			アグリビジネス論	2		
			基礎遺伝学	2		
			植物育種学	2		
			園芸学概論	2		
			熱帯果樹園芸学	2		
			観賞植物園芸学	2		
		種苗生産学	2			
草地農業論	2					
家畜行動管理学	2					
家畜福祉論	2					
家畜衛生学	2					
家畜微生物学	2					
家畜飼養栄養学	2					
家畜飼料学	2					
家畜環境管理学	2					
緑化修景施工論	2					
農業実践論	2					
作物栽培環境学	2					
	職業指導	職業指導	2	必修		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		農業科教育法Ⅰ	2	必修	
			農業科教育法Ⅱ	2	必修	
	合 計	高等学校一種 25単位以上を修得すること				

注意：卒業要件の必修単位と免許取得の必修単位は違うので注意すること。卒業要件の必修単位については学生便覧で確認すること。

III 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

●高等学校教諭 一種免許状（農業）

③「教科及び教科の指導法に関する科目」

亜熱帯農林環境科学科

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	必修選択の別	履修方法等
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
高一種免	教科に関する専門的事項	食・農・環境概論	2	必修	選択科目群より 17単位を選択 必修
		基礎フィールド実習	1	選択	
		作物生理学	2		
		生物統計学	2		
		森林環境学	2		
		流域防災学	2		
		生態学・環境学	2		
		保全生物学	2		
		植物病理学概論	2		
		土壌微生物学	2		
		熱帯植物病理学	2		
		植物線虫学	2		
		作物学	2		
		熱帯作物学	2		
		家畜繁殖学	2		
		家畜人工繁殖学	2		
		家畜育種学	2		
		動物遺伝学	2		
		家畜生理学	2		
		動物環境生理学	2		
動物生体機構学	2				
野生動物管理学	2				
森林植物学	2				
樹木生理・遺伝育種学	2				
造林学	2				
森林生態学	2				
応用昆虫学	2				
進化生態学	2				
基礎昆虫学	2				
食料生産と環境	2				
熱帯肥培管理論	2				
環境土壌学	2				
土壌環境科学	2				
	職業指導	職業指導	2	必修	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		農業科教育法Ⅰ	2	必修	
		農業科教育法Ⅱ	2	必修	
合計	高等学校一種	25単位以上を修得すること			

注意：卒業要件の必修単位と免許取得の必修単位は違うので注意すること。卒業要件の必修単位については学生便覧で確認すること。

Ⅲ 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

● 高等学校教諭 一種免許状（農業）

③ 「教科及び教科の指導法に関する科目」

地域農業工学科

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	必修選択の別	履修方法等
免許の種類	科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
高一種免許	教科に関する専門的事項	農業の関係科目	食・農・環境概論	2	必修	選択科目群より 17単位を選択 必修
			基礎フィールド実習	1	選択	
			農村環境概論	2		
			ポストハーベストテクノロジー	2		
			農業生産システム論	2		
			測量学	2		
			水理学	2		
			水文・気象学	2		
			水資源工学	2		
			材料・コンクリート工学	2		
施設工学	2					
土地環境保全学	2					
農村農地の整備	2					
土の物理学	2					
農業電気・電子工学概論	2					
農業エネルギー工学	2					
生物材料工学	2					
生物資源プロセス工学	2					
農業システム設計学	2					
農業情報工学	2					
農業農村工学	2					
技術者倫理	2					
応用数学	2					
応用力学	2					
工学の力学	2					
		職業指導	職業指導	2	必修	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		農業科教育法Ⅰ	2	必修	
			農業科教育法Ⅱ	2	必修	
	合計	高等学校一種 25単位以上を修得すること				

注意：卒業要件の必修単位と免許取得の必修単位は違うので注意すること。卒業要件の必修単位については学生便覧で確認すること。

Ⅲ 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

●高等学校教諭 一種免許状（農業）

③「教科及び教科の指導法に関する科目」

亜熱帯生物資源科学科

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	必修選択の別	履修方法等
免許の種類	科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
高一種免許	教科に関する専門的事項	農業の関係科目	食・農・環境概論	2	必修	選択科目群より17単位を選択必修
			基礎フィールド実習	1	選択	
			亜熱帯生物資源科学実験Ⅰ	1		
			亜熱帯生物資源科学実験Ⅱ	1		
			亜熱帯生物資源科学実験Ⅲ	1		
			生物化学	2		
			薬理学	2		
			健康長寿科学	2		
			遺伝子工学	2		
			分子生物学	2		
			生物工学	2		
			糖鎖生命科学	2		
			天然物化学	2		
			海洋生物資源学	2		
			食品分析学	2		
			食品科学	2		
			食品機能化学	2		
			食品衛生学	2		
			栄養生化学	2		
	栄養生理学	2				
発酵化学	2					
タンパク質工学	2					
微生物機能学	2					
食品生物工学	2					
応用酵素学	2					
	職業指導		職業指導	2	必修	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		農業科教育法Ⅰ	2	必修	
			農業科教育法Ⅱ	2	必修	
	合計	高等学校一種	25単位以上を修得すること			

注意：卒業要件の必修単位と免許取得の必修単位は違うので注意すること。卒業要件の必修単位については学生便覧で確認すること。

III 教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する開設授業科目・履修方法等

● 栄養教諭 二種免許状

② 栄養に係る教育及び教職に関する科目

③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」

亜熱帯生物資源科学科 健康栄養科学コースに限る

免許の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目					
	科目区分	各科目に含める必要事項	法定単位	科目番号	科目名	対象学年	単位数 必修 選択		備考
栄養教諭(二種)	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	資384	栄養教諭論	3	1		「栄養教育実習」のための前提科目
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項							
		食生活に関する歴史的及び文化的事項							
		食に関する指導の方法に関する事項							
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5	全教121	教育原理	1	2		「教育原理」履修のための前提科目 これら2科目より1科目のみ選択必修
		教育の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		全教111	教職入門	1	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		全教215-1	教育社会学A	2~3	2		
				全教215-2	教育社会学B	2~3	2		
		全教216		教育の社会史	2~3	2			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		全教221	教育心理学	2~3	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		全教502	特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	2~3	1		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		全教231	教育課程	2~3	1		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	3	全教233	道徳教育の理論と実践	2~3	2		これら2科目より1科目選択必修
				全教235	特別活動論	2~3	2		
				全教501	総合的な学習の時間	2~3	1		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		全教232	教育方法	2~3	1		
		生徒指導の理論及び方法		全教241-1	生徒指導論	2~3	2		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		全教242	教育相談	2~3	2		
				全教243	学校カウンセリング	2~3	2		
	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	農職404	栄養教育実践研究	4	1		
		教職実践演習		2	農職405	栄養教育実習	4	1	
			2	農職406	教職実践演習(栄養教諭)	4	2		
		計	14				27		

注意

- 「単位数」の必修科目・選択科目の別は、教員の免許状取得のための必修科目・選択科目の別による。
- 栄養士免許を有する物に限る。
- 栄養教育実習の履修条件
「教職指導」、「教職入門」、「教育原理」、「教育課程」、「教育方法」、「教育社会学A又はB」、「教育心理学」、「道徳教育の理論と実践」、「特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援」、「総合的な学習の時間」「特別活動論」、「生徒指導論」、「教育相談又は学校カウンセリング」並びに「栄養教諭論」を履修済みであること。
- 上記科目とは別に「リフレクション・デー」を受講すること。リフレクション・デーについて ※9頁を参照

備考

【教育職員免許法施行規則第九条 備考 四号より】
教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもってあてることができる。

IV. リフレクション・デーについて

本学では、理論と実践を結び付けた教職に関する学びを支援し、実践力の高い教員を養成するために、「リフレクション・デー」を設けます。「リフレクション・デー」とは、教員免許状の取得を希望する学生が必ず履修するセミナーであり、学生各自が作成した教職カルテ等を学びの履歴として用いて授業や様々な活動を通して、学んだ知識や技能などの振り返り（省察）を行います。

1 対象

教職課程の履修を希望する全ての学生（当面は教育学部生を除く）

2 実施時期等

(1)実施時期

リフレクション・デーの実施時期は次の2期です。

第Ⅰ期：教職課程の履修を始めた年度（又は履修を始める前年度）の年度末

第Ⅱ期：教育実習の前年度の年度末

(2)実施日後学期期末試験終了後から2週間程度の間の日を予定しています。また、第Ⅰ期と第Ⅱ期は同日開催とします。

(3)実施時間

①第Ⅰ期は開催日の午前11時から午後1時まで

②第Ⅱ期は開催日の午前9時から12時まで

※開催日の午前11時から12時までは、第Ⅰ期対象者は第Ⅱ期対象者のアドバイスを受けて、これまでの振り返りと次年度以降の計画を立てる時間とします。

◆実施日は、実施年度の学年暦で確認してください。その他実施に関する詳細は、後学期開始前に教務情報システムのお知らせ欄や各学部掲示板等でお知らせします。

3 リフレクション・デーの位置づけ

(1)第Ⅰ期に参加していなければ、第Ⅱ期に参加することはできません。第Ⅰ期と第Ⅱ期同時に（同一年度に）参加することはできません。

(2)第Ⅱ期に参加していなければ、翌年の「学校教育実践指導Ⅱ」の履修を認めません。

4 内容

(1)外部講師による実践講話

(2)教育観、「教職カルテ」の確認及び記述、自己評価の記述

※参加する学生は直近の「教職カルテ」をプリントアウトして持参する。

(3)グループワーク①「教職カルテ」等の相互確認及びシェアリング

(4)今後の学習活動計画の作成

(5)グループワーク②学習活動計画の相互確認及びシェアリング

※第Ⅰ期履修者の(3)～(5)については、第Ⅱ期履修者のアドバイスをもらいながら進める。

V. 高等教育実習について (R6年度実習日程による)

1 教育実習仮登録

3年次前学期(夏期休暇前)→掲示板に注意

2 教育実習校の内諾

3年次前学期(教育実習仮登録までに)

※県外(沖縄以外)高校は2年次頃から県外の農業系高校に問い合わせ確認すること。

3 教育実習等の登録

教育実習を登録するには、あらかじめ決められた科目を履修していることが条件になります。詳細な条件の内容に関しては、掲示等により通知します。

4 実施

県内：9月第1月曜日から2週間

県外：各県の高等学校の取扱いによる2週間

※学校の都合により変更がある。

5 平成20年度教育実習生より教育実習謝金等は本人負担となる

2週間実習、学生1人当たり 2,000円(※)

※実習先が沖縄県内の県立学校の場合は、実習期間中のコピー代、資料代等の実費相当分のみに
ついて、現物負担となる。(平成24年度第2回沖縄県教員の資質向上連絡協議会より)

教育職員免許法（抜粋）

第1章 総則

第1条～第2条（略）

（免許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 6 （略）

第3条の2（略）

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2～4 （略）

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

- 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教
- 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6 （略）

第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

- 2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。
- 3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

略

(免許状の授与の手續等)

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第6条～第23条 (略)

別表第一（第5条，第5条の2関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考

- 1 この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
 - 1の2 （略）
 - 2 第二欄の「修士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ）の専攻科若しくは文部科学大臣するこれに相当する課程に一年以上在学し，30単位以上修得した場合を含むものとする。（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）
 - 2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。（別表第二の場合においても同様とする。）
 - 2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には，学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。（別表第二の二の場合においても同様とする。）
 - 3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては，第三欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
 - 4 この表の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園，小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
 - 5 第三欄に定める科目の単位は，次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得

させるために相当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として相当であると認めるもの

6 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。

7 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第5条関係） （略）

別表第二の二（第5条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	46
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	22
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	14
備考			
<p>1 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>2 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p>			

教 育 職 員 免 許 法 施 行 規 則 (抜 粋)

第 1 章 単位の修得方法等

[単位の修得方法等]

第 1 条～第 4 条 (略)

[高等学校教諭の科目の単位の修得方法]

第 5 条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第 一 欄	教科及び教職 に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専 修 免 許 状	一 種 免 許 状
最 低	第 二 欄 教科及び教科の 指導法に関する 科目	教科に関する専門的事項	24	24
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		
修 得 単 位 数	第 三 欄 教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
		教育の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		
最 低 修 得 単 位 数	第 四 欄 道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	8 (5)	8 (5)
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理論及び方法		

単	欄		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
位	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
数	第六欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

1 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれに定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
ロ 地理歴史 日本史，外国史，人文地理学・自然地理学，地誌

ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」，「社会学，経済学（国際経済を含む。），「哲学，倫理学，宗教学，心理学」

ニ 数学 代数学，幾何学，解析学，「確率論，統計学」，コンピューター

ホ 理科 物理学，化学，生物学，地学，「物理学実験（コンピューター活用を含む。），化学実験（コンピューター活用を含む。），生物学実験（コンピューター活用を含む。），地学実験（コンピューター活用を含む。）」

ヘ 音楽 ソルフェージュ，声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。），器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。），指揮法，音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統的音楽及び諸民族の音楽を含む。）」

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。），彫刻，デザイン（映像メディアを含む。），工芸，美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」

チ 工芸 図法・製図，デザイン，工芸制作（プロダクト制作を含む。），工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」

リ （略）

ヌ 保健体育 体育実技，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動学方法を含む。），生理学（運動生理を含む。），衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）」

ル （略）

ロ （略）

ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。），被服学（被服製作実習を含む。），食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。），住居学（製図を含む。），保育学（実習及び家庭看護を含む。），家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報 情報社会・情報倫理，コンピューター・情報処理（実習を含む。），情報システム（実習を含む。），情報通信ネットワーク（実習を含む。），マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。），情報と職業

ヨ 農業 農業の関係科目，職業指導

タ 工業 工業の関係科目，職業指導

レ （略）

ソ （略）

ツ （略）

ネ （略）

ナ （略）

ラ 英語 英語学，英語文学，英語コミュニケーション，異文化理解

ム （略）

2 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。），総合的な学習の時間の指導法，特別活動の指導法，教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は，学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指

導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

- 3 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 4 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 6 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 7 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては8単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2～4 (略)

第6条 削除

第7条 ～ 第8条 (略)

第9条

条文 (略)

備考1 ～ 備考3 (略)

- 4 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。

備考5 ～ 備考8 (略)

[栄養教諭の科目の単位の修得方法]

第10条 免許法別表第2の2に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	栄養に係る教育に関する科目	4	4	2	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
			教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	6	3
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
最低修得単位数	第五欄	教育実践に関する科目	2	2	2	
		教職実践演習	2	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目	24				

備考

1 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を修得するものとする。

2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

〔一種免許を有する者等の単位数〕

第10条の2 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規程により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第3項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第3項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4 第7条第4項又は第6項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には、同条第4項又は第6項に定める単位数のうち二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。

5 第7条第4項又は第6項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるため、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を同条第4項又は第6項に定める一種免許状に係る単位数に含めることができる。ただし、同条第3項又は第5項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

第10条の3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位数に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校 教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条第1項、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条第1項又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第11条～第66条の5 (略)

〔科目の単位〕

第66条の6 免許法別表第一備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位とする。

第66条の7～第76条 (略)

附 則 (略)